令和5年大雨及び台風災害 緊急保証制度

茨城県信用保証協会は、令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号、台風13号で被害を受けられた 中小企業者の皆様を対象とした「令和5年大雨及び台風災害緊急保証制度」を創設し、経営の安定や 事業の再建をサポートしております。

制度名称	令和5年大雨及び台風災害緊急保証制度	
ご利用 いただける方	「令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号による災害」または「令和 5 年台風第13号に伴う災害」 により被害を受けられた以下の中小企業者	
	直接被害を受けた方	間接被害を受けた方
	市町村長から罹災証明等を受けた方 <u>※県内全域の事業者が対象</u>	中小企業信用保険法第2条第5項第4号にかかる 市町村長の認定を受けた方(注1) <u>※取手市(台風2号)</u> 日立市・高萩市・北茨城市(台風13号) の事業者が対象
対象資金	経営の安定に必要な事業資金(事業の再建に必要な資金を含む)	
保証限度額	法人・個人組合	2億8,000万円 4億8,000万円
責任共有制度	責任共有対象 経営安定関連保証4号の場合は対象外	責任共有対象外
信用保証料率	年0.25%~1.70% ※基準保証料率より0.20%引下げ 経営安定関連保証4号の場合は年0.70%	年0.70%
融資利率	金融機関所定利率	
保証期間	一括返済の場合 分割返済の場合 運転資金 設備資金 運転設備併用	2年以内 10年以内(据置期間2年以内) 20年以内(据置期間2年以内) 10年以内(据置期間2年以内)
担保	必要に応じて	
連帯保証人	個人の場合 不要 法人の場合 必要となる場合があります ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です	
添付資料	市町村長が発行する「罹災証明書等」(注2)	市町村長が発行する「中小企業信用保険法第2条第5項 第4号にかかる認定書」
取扱期間	令和6年3月31日(保証申込受付分)まで	
(注1)認定基準(①かつ②に該当することが必要) ①取手市・日立市・高萩市・北茨城市のいずれかにおいて1年間以上継続して事業を行っていること。		

- ①取手市・日立市・高萩市・北茨城市のいずれかにおいて1年間以上継続して事業を行っていること。
- ②「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害」または「令和5年台風第13号に伴う災害」の影響を受けた後、 原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が 前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。
- (注2) 事業用資産にかかる罹災証明書等の写しを添付してください。
- (注3) 審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

がんばる企業を全力サポート!-いはらきをもっと元気に-

【茨城県信用保証協会

ホームページはこちら



LINEはこちら



本店営業部

〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階 保証課県央・鹿行グルーブ **本**029-224-7812 **本**029-224-7826

a029-224-7812

土浦支店

7300-0043 土浦市中央二丁目2番28号 保証課県南グループ 保証課県西グループ **a**029-826-7812

2029-826-7826

経営支援部

創業支援課

〒310-0801

ボラ市役別に ボア市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階 経営支援課 本店担当グループ ☎029-22 経営支援課 支店担当グループ ☎029-22 029-224-7813 029-224-7858 経営アシストグループ 029-224-7852 029-224-7865